



平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ ク マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 手 島 肇
(コード番号 6 0 1 3 東証第 1 部・大証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 総 務 本 部 長 菊 池 定 範
電 話 番 号 0 6 - 6 4 8 3 - 2 6 1 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 102 期定時株主総会に、定款の一部変更について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、類似商号規制が廃止されたことにより、本店を大阪市から、本社所在地である兵庫県尼崎市に変更するものであります。(変更案第 3 条)
- (2) 会社法が施行されたこと等に伴い、次のとおり当社定款の規定を変更するものであります。
 - ① 単元未満株式について行使することのできる権利を明確にするため、規定を新設するもの。(変更案第 10 条)
 - ② 株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人を 1 名とするもの。(変更案第 16 条)
 - ③ 株主総会参考書類のインターネット開示によるみなし提供が可能となるよう、規定を新設するもの。(変更案第 18 条)
 - ④ 取締役会を機動的に運営するため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するもの。(変更案第 29 条)
 - ⑤ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するもの。(変更案第 38 条)
 - ⑥ 上記のほか、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除を行うとともに、条数等の調整を行うもの。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(別紙) 定款変更内容

(下線部は、変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社タクマと称し、 英文では TAKUMA CO., LTD. と表示す る。	(商 号) 第 1 条 (現行どおり)
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。 (1) 各種ボイラ、機械設備の設計、施工お よび監理 (2) 公害防止プラント、環境整備プラント の設計、施工および監理 (3) 暖冷房、給排水衛生設備の設計、施工 および監理 (4) 土木建築その他工事の設計、施工およ び監理 (5) 電気供給事業 (6) 冷水、温水、蒸気その他の熱供給に関 する事業 (7) 一般廃棄物および産業廃棄物の処理 ならびに再生 (8) 前各号に関連する製品、設備機器の製 造、販売、レンタル、リースおよび輸 出入 (9) 不動産の売買、賃貸および管理 (10) 前各号に付帯する一切の事業	(目 的) 第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>大阪市</u> に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を <u>兵庫県尼崎市</u> に置 く。
(新設)	(機関) <u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲 載する。	(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3 億 2, 1 8 4 万株とする。 <u>ただし、株式消 却が行われた場合には、これに相当する株 式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3 億 2, 1 8 4 万株とする。

現行定款	変更案
(新設)	<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の <u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> ② 当社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の <u>単元株式数は、1,000株とする。</u> ② 当社は、 <u>本定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>本定款第11条第1項に定める請求をする権利</u>
(単元未満株式の買増請求) 第8条 当社の <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その単元未満株式の数と併せて <u>1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u> ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。	(単元未満株式の買増請求) 第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</u> ② (現行どおり)
(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>選定し、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、 <u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、および売渡し、そ</u>	(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主

現行定款	変更案
<p><u>の他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) <u>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、および売渡し、その他株式に関する諸手続ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) <u>第13条 当会社の株式に関する諸手続き、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日) <u>第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期の定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u> <u>② 前項のほか、その他必要がある場合には、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>(開催時期) <u>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に開催し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを開催する。</u></p>	<p>(開催時期) <u>第14条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) <u>第15条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) <u>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会開会前に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1名を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会開会前に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(招集者および議長) <u>第14条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集者および議長) <u>第17条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>) <u>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議方法) <u>第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</u> ② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p>	<p>(決議方法) <u>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</u> ② <u>会社法309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</u></p>
<p>(議事録) <u>第16条 株主総会の議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u> ② <u>議事録は決議の日から10年間本店に備え置くものとし、支店にはその謄本を5年間備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数) <u>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数) <u>第20条 (現行どおり)</u></p>
<p>(取締役の選任) <u>第18条 取締役は、株主総会において選任し、この選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(取締役の選任) <u>第21条 取締役は、株主総会において選任し、この選任には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> ② (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) <u>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) <u>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) <u>第20条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> ② <u>代表取締役は、各自会社を代表する。</u></p>	<p>(代表取締役) <u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> ② (削除)</p>
<p>(役付取締役) <u>第21条 取締役会の決議により取締役社長1名を定めることができる。</u> ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役</u></p>	<p>(役付取締役) <u>第24条 取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めることができる。</u> ② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。</p>	
<p>(執行役員) 第22条 取締役会の決議により執行役員を選任することができる。</p>	<p>(執行役員) 第25条 取締役会は、その決議により執行役員を選任することができる。</p>
<p>(相談役) 第23条 取締役会の決議により相談役若干名を委嘱することができる。</p>	<p>(相談役) 第26条 取締役会は、その決議により相談役若干名を委嘱することができる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長) 第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。 ② 議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほかは取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほかは取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数) 第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任) <u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任し、この選任には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(監査役の選任) <u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任し、この選任には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>
<p>(補欠監査役の選任) <u>第30条</u> 当社は監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、<u>株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。</u> ② <u>補欠監査役の選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> ③ <u>補欠監査役の選任の効果は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> ④ <u>補欠監査役は法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに監査役に就任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) <u>第32条</u> 常勤監査役は監査役の互選によりこれを定める。</p>	<p>(常勤監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法) <u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査役の過半数をもってこれを行なう。</p>	<p>(監査役会の決議方法) <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査役の過半数をもって行なう。</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第35条</u> 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。 ② <u>議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほかは監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) <u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほかは監査役会において定める監査役会規則による。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
(営業年度) 第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>1年</u> とする。
<u>(利益配当金)</u> 第38条 利益配当金は、株主総会の承認を得て、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第40条 当社の期末配当金の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。
(中間配当金) 第39条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、 <u>中間配当金として金銭の分配</u> をすることができる。	(中間配当) 第41条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として <u>中間配当</u> をすることができる。
(除斥期間) 第40条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても <u>なお受領</u> されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。